

特許権	判決年月日	令和2年1月14日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成31年(行ケ)第10060号		
○ 発明の名称を「スクラブ石けんの製造方法」とする特許について、サポート要件、実施可能要件に適合するものであり、引用発明から容易に想到できたものではないと判断された事例。				

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項, 36条4項1号, 6項1号

(関連する権利番号等) 特許第4473278号

(審決) 無効2018-800006号

判決要旨

1 本件は、被告らが有する発明の名称を「スクラブ石けんの製造方法」とする発明に係る本件特許権につき、特許無効審判請求をした原告が、請求不成立とした本件審決の取消しを求める訴訟である。

原告は、取消事由として、サポート要件の判断の誤り、実施可能要件の判断の誤り及び進歩性の判断の誤りを主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) 取消事由1 (サポート要件の判断の誤り)

本件明細書の「発明が解決しようとする課題」、「課題を解決するための手段」、「発明の効果」の記載によれば、当業者は、本件発明1の課題は、高い洗浄効果を有しながらも、泡持ちが良く、しかも、皮膚に対して刺激が少ない固形状又は半固形状のスクラブ石けんを製造することであり、その解決手段として、微粒火山灰に膨化处理を施した球状体である中空状のシラスバルーンを、界面活性剤を含有するアルカリ溶液に浸漬して、中空内部にアルカリ溶液を浸透させ、その後、アルカリ溶液に脂肪酸を添加することにより、前記シラスバルーンの外部において石けんを形成するとともに、中空内部にも石けんを形成するとの製造方法が採用され、その結果、火山灰を含有しながらも、皮膚に対して刺激が少なく、しかも、徐放性を有し、高い洗浄効果を備えながらも、良好な泡持ちを有するスクラブ石けんとすることができることを認識することができるというべきである。

よって、本件発明1は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載され、その記載から、本件発明1の課題を解決することができる範囲内のものであるから、サポート要件に適合する。

(2) 取消事由2 (実施可能要件の判断の誤り)

本件明細書には、微粒火山灰に膨化处理を施した中空状のシラスバルーンを、界面活性剤を含有するアルカリ溶液に浸漬して、中空内部にアルカリ溶液を浸透させ、その後、アルカリ溶液に脂肪酸を添加することにより、前記シラスバルーンの外部において石けんを形成するとと

もに、中空内部にも石けんを形成するスクラブ石けんを製造する方法について、その実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていると認められ、実施可能要件に適合する。

(3) 取消事由 3 (引用発明 1 に基づく進歩性判断の誤り)

甲 3 には、界面活性剤を含有するアルカリ溶液に脂肪酸を添加することの記載はないから、引用発明 1 に、甲 3 技術を適用しても、相違点 1 - 2 を想到することはできない。

また、引用発明 1 に、周知技術であるアルカリ溶液に脂肪酸を添加して石けんを形成する工程を適用しても、相違点 1 - 2 を想到することはできない。

そして、引用発明 1 は、軟石けんのカリウム石けんを調製した上で、これにシラスマイクロバルーンを混合し、スクラブ石けんを製造するものであるから、相違点 1 - 2 を採用すべき理由はなく、技術常識を考慮したとしても、引用発明 1 に甲 3 技術又は本件周知技術を適用するに当たって、シラスバルーンを、界面活性剤を含有するアルカリ溶液に添加することや、その添加時期を脂肪酸の添加の前後で適宜変更することができたとはいえない。

よって、引用発明 1 に、甲 3 技術又は本件周知技術を適用して、相違点 1 - 2 に係る構成を容易に想到できたものではない。

(4) 取消事由 4 (引用発明 2 に基づく進歩性判断の誤り)

引用例 2 には、セラミック造粒体の中空内部において石けんを形成させることについての記載はなく、引用発明 2 に、石けんの製造方法に関する甲 3 技術や本件周知技術を適用する動機付けはない。

仮に引用発明 2 に甲 3 技術や本件周知技術を適用しても、相違点 2 - 2 を想到することはできない。

よって、引用発明 2 に、甲 3 技術又は本件周知技術を適用して、相違点 2 - 2 に係る構成を容易に想到できたものではない。